

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

関西労災職業病 No.37

関西労働者安全センター

1977.5.31発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

60円

郵便振替口座 大阪 315742



●主張 労働者安全衛生法の労災義務条項を削除させよ / 1…2

●猛然とわきあこる反対の声

—労安法改悪闘争の経過— / 3…4

●寄稿 職業病闘争への取組の前進を

—全電通福井分会青年部常任委員会— / 5…7

●ニュース (前線から) / 8…13

●寄稿 カネミ油症の現状(下)

堀 内 隆 治(下関市立大助教授) / 14…15

●闘いの中から

—住友電工労災認定闘争の背景— / 16…19

●ぶつとばせ改悪労災保険法

—京都・大阪の闘いから— / 20…22

「偽者を管理する」

~~業務条項を削除せよう!~~

守秘義務とは……

さて、向隅の守秘義務とは、

現在国会で審議されている労働安全衛生法改正案（衆院は既に全会一致で通過し、参院社労委で審議中）に対し反対の声が猛烈と叫きあこっている。「労災・職業病や公害・薬害・食品公害という企業犯罪に手を貸す守秘義務とその罰則（企業秘密漏示罪）を削除せよ」というもので、被災者・住民・消費者などあらゆる分野から火の手があがっている。関西でも安全センターをはじめ50団体ほどが野党に要請状を出したり、800通ほどのハガキを送り付けている。

この反対の声に、衆院では賛成にまわった野党もあめてふたつのいって、「守秘義務削除」の方針を打ち出すに至っている。まだまだ余断は許さず、なにか層野党を尻押しする様に呼びおびけたり、

性調査（57条の2）、職業病の因果関係調査（108条の2）が新設されるのだが、二の調査に協力した者に対し、「知り得た秘密を漏らしてはならない」と義務づけ、漏らした場合には「6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金」を科している事である。政府・労働省のネライは「外部に漏れると不安を呼び、混乱を招くのでこの条項を入れた」（5月13日付朝日）と云。者が何人死のうと労働者が騒ぐまい、たとえ被害が出た労働者に処理しようと考えていいのだ。

これはどう労働者をバカにして話ではないが、労働省の資本べつたりの姿勢は今にはじまつたわけではない。昨年の労災保険法改悪もそうであるし、38年に大阪労基局がマンガン中毒の因果関

性調査へ57条の2一発性
質の有害性調査へ57条の3一職業
病の因果関係調査へ108条の2
び新設されるのだが、この調査
に協力した者に対し、「知り得
た秘密を漏らしてはならぬ」と
と義務づけ、漏らした場合には
「6ヶ月以下の懲役又は30万円
以下の罰金」と科している事で
ある。政府・労働省のネライは
「外部に漏れると不安を呼び、
混乱を招くのでこの条項を入れ
た」。5月13日付朝日」とな。
つまり、たとえ被害が出て労働
者又は死のうと労働者が騒
ぐないように隠しておいて上手
に処理しようと考へていいのだ。
これほど労働者をバカにした話
はないが、労働省の資本べつた
りの姿勢は今にはじまつたわけ
ではない。昨年の労災保険法改
悪もそうであるし、38年に大阪
労基局がマンagan中毒の因果関
係調査を行つた際もそうだ。た
二の調査で植田マンagan中毒
中毒患者が出ていたにもかくめ
らず、騒がない様に隠しておい
たため被害は更に増大したの

主張

労働者の健康は 安全衛生法から守れ

政府・資本に
健康情報管理を任す

である。植田マンナンの被災者は組合を結成して行政と資本の責任を追及しているが、政府・労働省は姿勢を改めるどころか更に輪をかけて悪くなっている。植田マンナンの斗いには、当時の調査に協力した大阪市大堀口教授を追及して聞き出した事実が役立っているが、今回の改正案が成立すれば堀口教授は下タブ箱に放りこまれる事になり、追及しても絶対に口を開かなくなってしまうだろう。

我々は労働安全衛生法成立当初から「労安法には労働者の知る権利がない、危険業務を拒否する権利がない」から、労働者の利益にならない」と訴えてきたが、今一度声を大にして訴えた。この事は植田マンナンの斗いで実証されているばかりか、どこの職場でも経験している事だ。我々は政府・資本に自分の健康をゆだねてはならない。労働者の健康は労働者が管理する以外に守る手はない。労働省の言葉に事実が明らかになつて、労働者の健康をゆだねてはならない。労働者自ら組織化する。混乱は職場争の第一歩に他ならないのだ。だからこそ敵はおそれるのである。

これはどの大問題が衆院をすんなり通過したのは、野党の責任もさることながら、何よりも直接の当事者である労働戦線の中、「守秘義務が付いても調査が行なわれる事は前進だし、混乱が起きたら企業活動の妨げになつて、ひいては労働者にとって大きい。だがそれは向違いだ。

今一度、「労働者の健康は労働者が管理する」事を確認し、労働者自ら組織化する。守秘義務条項を削除せろまでがんばろう。

緊急報告

労安法改悪反対斗争の経過

当然とゆがむる反対の声

5/26 参院社労委通過を阻止

がまかれて野党に送
りつけられた。

5月弁連会長
専門家も反対

緊急対策会議では、

5/15 緊急対策
会議結成さる

反対運動ははじまりたのは衆院を4月26日に全会一致で通過した後だ。関西労働者安全センターは公明党・政策審議会なら3月下旬に労安法改正案の分析を依頼されていに、日常の業務に追められながら労安法改正案の分析を終了して上院へ提出した。そこで東京の阻止実と共に緊急に反対運動

動を呼びかけた。二の呼びかけへの反応は大きく、特に企業の秘密主義に苦しめられて来た被災者運動、公害運動、消費者運動、また企業秘密漏示罪の新設と斗つてきた刑法改悪反対運動の分野では、呼びかけられた団体がまた他の団体に呼びかけるなど野党的如く広がった。40をこえる団体が反対に起ちあがり、5月13日には朝日新聞が報道するまでに至った。そして5月15日には24団体の代表が参加して「労安法なら守秘義務条項削除をめぐる緊急対策会議」が結成された。同時に関西でも5月10日に、住民団体、専門家などを集まり、会議がもたらされ、「要請ハカリシ

動を呼びかけた。二の呼びかけへの反応は大きく、特に企業の秘密主義に苦しめられて来た被災者運動、公害運動、消費者運動、また企業秘密漏示罪の新設と斗つてきた刑法改悪反対運動の分野では、呼びかけられた団体がまた他の団体に呼びかけるなど野党的如く広がった。40をこえる団体が反対に起ちあがり、5月13日には朝日新聞が報道するまでに至った。そして5月15日には24団体の代表が参加して「労安法なら守秘義務条項削除をめぐる緊急対策会議」が結成された。同時に関西でも5月10日に、住民団体、専門家などを集まり、会議がもたらされ、「要請ハカリシ

て社会問題化させる。そのため専門家による反対声明を17日に発表する。併せて野党へのオルグと総評に対する要請を全力でやり抜く事を決定した。野党へのオルグは、日本消費者連盟や主婦連へ、関西主婦連とは別の代表等が代議士に要請してまわった。また、こうした要請は只でなく、各野党へはそれぞれの支持母胎から、こんな問題を通過させたら支持しない」という様な厳しい抗議電話

相次いだ様である。そこで公明党・共産党は、衆院で賛成にまゆ、に事を素直に反省し、参院では守秘義務削除に全力をあげる、と方針を固めた。しかし社会党は、大変な問題である事はゆかるが、一方で労安法改正を推進してきた経評の了解をとらなければ、となにか腹が固まらなかつた。

また一方、経評に対しても代表者がでかけ要請したが、⁷守秘義務が付いても調査が行ゆれる事は前進だしとの姿勢を示した。しかし、⁷国民の知る権利⁷を主張してきた日放労は取組を約束し、また東京地評は幹事会で反対を決議した。

こうした動きの中で5月19日には参院社労委で審議がはじまつた。政府・与党はこの19日にも通過させようと自論だが、野党の反対質問の前に阻止された。

5/19 参院社労委で
通過を阻止！

更に反対運動は広がつた。西側でも緊急対策会議関西ブロックが結成され、50団体以上が反対を表明すると共に、800枚のハガキがまたたく間にさばかれた。野党へ送り付けられた。テレビのワイドニュースでも反対運動の代表と、労働政務次官が対決し、政務次官は完全におしまくられる、という一幕もあつた。

5/26 参院社労委でも
通過阻止

二の盛りあがりの中、社・共・公は足並を揃えて守秘義務条項削除を遂に決定し、5月26日には社労委審議に臨んだ。政府・与党は会期が28日までしげなう。26日社労委、27日本会議通過⁷を主張したが、野党は審議がまだ不十分。26日は審議のみ⁷と押し切つた。⁷参院社労委は与野党11対7で採決を終つた。政府・与党はこの19日にされば通過してしまう。ただだしつつ、委員長を社労の上田哲子が

担当しており、運営については大きな発言力を持つていて。
そして26日の審議が行われ、ついぐ野党委員の反対質問に政府はたじたじとなり、採決は阻止された。

労働戦線での反対運動の一層の強化を!!

今後の見通しとしては、国会定期が延長されない限り、会期切れ、審議未了⁷廢案⁷となり、守秘義務条項は阻止される。延長された場合でも参院社労委で最大の抵抗が続けられるだろう。
いすれにしろ、労安法の直接の対象者である労働者の声が大きな鍵を握つている。労働者が通つてもいいや⁷と考えていながら政府・与党は傘に久々て反撃してくるだろう。住民運動消費者運動の反対の声でここま強化しよう。

稿 寄

藤向さんの再雇請求斗争を軸に

職業病斗争への取組の前進を

全電通福井分会青年部常任委員会

下さいます。読んで下さい。冬の北陸特有の鉛色の空と重くのしぐれり身を切るような寒風と冷い雨の中で藤向さんは生まれて初めて初めて朝ビラを配つていた。昨年の12月22日の朝であった。むなしくの仲間たちのはげましの声や暖かい言葉が、罹病者への重圧から退職への道を選んでしまってからの一丘半、気力も弱っていい自分に対して大きな新しい支えとなり、自分が大衆の前へ出る事の大切さを感じさせられていた。

面接子さんの再雇請求斗争が大きな柱となる。私は、私達の職業病斗争が始まつたのは74年であった。調査なくして発言権なしを相言葉にアシケート調査から始めていた。80%近くの労働者が異常を訴えている事に大きなショックを受け、そして労組の取組みの遅れを嘆じ、苦しめに耐えてきた事が裏面にびつしり切々と書いてある。た事はその後の長く苦しむ斗争のエネルギー源となる。交換台についていない者の訴えが少ない事から、交換台作成業に向問題ありとの集約分析結果をもとに全員対象にオルスに入つていいのに泊り勤務体制の

80%近くの労働者に異常だ！

今、私達の職業病斗争は、藤

ならず、精神的にも肉体的にもへとへとにばつてしまつたが、そんなものをふきとばすぐらいたいほどの強い闇心があり、明け勤務にもかゝらず2時間近くも討論、時間内くいこみもあり、特別社員、短時間制特別社員へべート制職員の「私達は、腕が痛くて二ヶ月ごとに雇用し続ける」といふ不安定な身分をなんとなしくみなげれば口に出せないとこの言葉で初めて差別雇用制度のひどさをつきつけられた。その後、罹病者の顕在化と討論、指定病院の医師との話し合いなどを行ない、局長・部長集団交渉なども成功していった。そしてこの運動を全県下的方的に拡げようと、11月には、関西労働者安全センター・山下五郎氏の講演を企画し、予想の倍近くの170名を集める事ができ、石川県にも拡がつていった。

公社の歴史

卷之三

二の過程で、4月に運動の中
心メンバーである青年議長高橋

争をより進める為に、罹病者に認定申請をするよう討論を続けたが、なかなか進まなかつた。その中で、藤間さんが提出する申請書を作成、'75年2月に提出した。しかし、公社なら「そんな身体ではひきうけてくれる職場はない」との言葉で、それまでもちこたえてきた重圧に耐えきれなくなり、6月に退職していった。その後、'76年1月に、「業務外認定通知」が何の理由説明もなく自宅に送られてきた。ここで藤間さんは、公社のあまりのあくらつきに、最後まで斗争を決意し、新しい展開に移

県技術部・専会二も
『體育卷』発足

まず、公社に理由の提示を求める、
「催告書」を提出、「近視
の為に罹病した」との回答にあ
きゆえり、再申請を行う事を
決め、6月に提出した。

云場の由ならの源流

員会」が発足し、調査活動をはじめた。分会では今年から委員会が私達の3年前からの呼びかけによく応えて発足した。こんな段階であるので、労組の活性化に力を注ぎたいと思ってる。

職場の中ならの運動

おける職業病斗争は停滞しているようと思われる。今、婦人労働者に大きな合理化攻撃がなされている事が影響しているのだと思う。十五次五年計画には仕上げの段階で、磁石式電話はほとんどなくなり、事務の電算化が進んでおり、作業量が減っていき、職場不安にさらされている。それに加えて、政府・資本の「労災・職業病」公害の見直し改悪方針が末端にまで及んでしまった。基発59号への改悪で、業務上認定はほとんどない。そして、公社は認定問題も医学論争の中にうすめてしまおうと対応してきている。今回も、必要なものは医証であり、職場の向題や労働者の情況など、職場の向題を労働者自身が横で聞いていても、世の中何かも変わらない。職場の向題を一番知っているのは罹病者であるし、労働者である。その当事者の意見を述べる機会も与えずし

て何の前進もない。私たちは、再審査委員会での本人の意見陳述と、公開を強く要求している。

罹病者・労働者の意識変革をめざして

この斗争の最大の山場が春斗後に予想される。私達は、そこに向けて、徹底した教育・パクロ活動・対公社への職場ならのつきあい・労組の活性化と、支援職場の拡大と、職場更力斗争の提起を具体化していきたい。資本・公社の取扱を大胆に切り込む事を通じて、罹病者・労働者の意識改革を最大の目的に、労災・職業病の絶滅をめざして今後もがんばっていきたい。

福井市大手3-13-1
〒0776-23-6992

お詫び
この原稿は今年2月初旬にセシターまで届けられていたのですが編集の都合上掲載が遅くなってしまいましました。申し訳ありませんでした。



全電通 福井県支部福井分会
青年部 常任委員会

△連絡先

前編から

南大阪

ますます拡大する被災者同盟の活動

休業補償は非常に低いものでした。労基署へ西野田

被災労働者同盟の活動が活発に

認めなかつたのです。

あまりの低額に不審に

感めたことを署側に約束さ

せました。

この頃の労基署は、西野田

頸部痛は労災であると

しも、行政の被災者に

対する姿勢を厳しく正すとともに、工さんの

なるとともに持ち込ま

れる問題も増えていま

す。五月に相談に来ら

取ることができたので

51年になつて、タイヤ

を交換中に今度は腰を

痛めて全く歩くことが

できなくなつてしまい

ました。この腰痛の労

災認定は曲りなりにも

が、それでも、実は昭和49年に被災したのだ

といつ工さんの訴えに

は耳をかざなかつたと

あります。

また工さんの問題を

きつかけとして、工さ

の周囲の二人の人が

新しく同盟に加入され

、現在支部作りの話も

進められてります。

事情を聞いた被災者

同盟は、との日のうち

に本人とともに西野田

田へ西野田

の方向で調査を開始す

水た工さんは、20年余りもタクシーの運転手をしているベテランでしたが、昭和49年仕事中に車のステップで頸部を打撲して以来、頸の痛みと吐気苦しめられ仕事を休みながらになりました。ところが会社と組合は現認者がいないことを理由に工さんの事故を労災とは

「守口労基署必要性を認める」を二歩に

大阪地域合同・植田マンジカン分会

去る5月13日、大阪ガン分会は守口労基署と交渉をもち、懸案と

なつてゐた森川氏に対する車イス支給の件につき、支給の必要性につき理解したので局に対し支給されるよう上申するレヒの署長の確約をひき出し、交渉は大きく前進した。

京都

街きやかりの生命を つかつたじやく

京滋じん肺患者同盟（橋岡志久男より）

改梅津新太郎氏（38才）
の死七までの記録を左

に発表します。
(弘歴)

福岡商会(鉱山)	約13年
北桑鉱山	約2年
仁川鉱山	約7年

小学六年	中學三年	中學二年	小学五年	以上が故人の弘歴
玲子さん	多鶴子さん	ひろみさん	政弘君	ひろみさん

死亡時岩本建設に運転手として勤務。

病歴、遺族の実態である。病気がちの父親、育ちざかりの子供4人

要本して日吉町役場にて十一月に行われたじん肺マンガン健診を受け管理4の認定が本年三月になされた。今年三月三十日知診療所で受診、同四月診療所で受診、同四月九日病状急変、往診、症による特発性気胸(遺族)

をかかり、故人と奥さんの苦労を考える時語を絶するものがあつたと思う。どの社を失つたのだか尚更である。不幸中の幸いだつたといふ。夫を失つた妻多鶴子さんは「まだ近所に元後禹がこのような悲惨なことを二度とくり返さないためにも健診を続けて行うことを当局に要求する。

あるが、もし受診しないなかつたう故人を

月二日宮入さんとともに日吉町の支部長・副会長鬼島さん、又故人遺族の南地さんと園部駆で合流し、園部の監督署へ行き、一日も早く遺族の救済を要請し、南地さんに案内してもらつて遺族の家を訪問して、和知駆から帰路についた。途中南地さんの車中でこの静かな山間に点在する村々に旧鉱山で働いていた労働者がいるとのこ

とであった。我々は今後禹がこのような悲惨なことを二度とくり返さないためにも健診をまひ思ひにつき落されたりといふ。夫を失つた妻多鶴子さんは「まだ近所に元鉱山で働き、じん肺にかかる人が幾人かいります。今回の夫の死を機会にそぞらの人々に働きかけ、同盟に加入して一諸に皆さんのが運動に参加して行くつておられた。」と語

ミヨックで ねこむ老父

一家の大黒柱を失つた遺族は一時遠方にくれば、その日の生活にも自信を失い、とくに嚴父善三郎氏はあまりのショックで病床に伏したと言う。美山町役場は故新太郎氏の死七が「業務上」とは知らず早速生活保護の手続きをとるよう説明に采た

たと、奥さんは「りよよ肩身のせ却するよう、とか様々の指示を受け、奥さんは「りよよ肩身のせまひ思ひにつき落されたりといふ。夫を失つた妻多鶴子さんは「まだ近所に元鉱山で働き、じん肺にかかる人が幾人かいります。今回の夫の死を機会にそぞらの人々に働きかけ、同盟に加入して一諸に皆さんのが運動に参加して行くつておられた。」と語

南大阪

不^正当な健保打切りに抗し 大討論集会開かる

5・11 於全金田中機械支部

ニユース

去る5月11日、全金田中機械支部に於て二百名以上の労働者の参加で「不^正当な健康保険料金を一時金から強法改悪の問題である。論会」が開催された。まず基調提起が行われたが、第一点は、倒産したが、第二点は、倒産攻撃組合つぶし算を通じて賃金未払・解雇攻撃に斗う労働者とその家族は、健康保険の資格喪失によつて病気やケガをした時に、治療をする際巨額の医療費を支払わねばならぬ弱めること、第三点は、このことは労働者との家族の生活を一層困難にし、斗う団結を弱めること、第四点は、針灸医療が健保では不^正当な扱いを受けていること。

こと、ヤ三點は、現在国会で審議中の健康保険料金を一時金から2%もどり、更には初診療を二百円から七百円に値上げする等の料金値上げをはかり、受益者負担をより一層強化しようとしていること、以上三点の問題提起に對して、討論の中では、具体的な例が多數提出され、今まで健闘した。ヤ二点は、この集会を機に、全体で団結し共に斗つていくことを確認して集会を終えた。

5月11日の健保集会では、診療所から医療隊の提起が行われたが、以下はその主旨である。

長期争議支部では、賃金の未払による生活条件の悪化、が健康破壊の大さな要因となり、また健康保険のない状態では医者にかかることでもござらず、真綿のようないく活動を始めた。ヤ一回は全金矢賀製作支部、初めこの二二〇みなので、雪をつかむようないし、それを又可能であるとの確信がある。

この地域ぐるみの日常活動の一つとして、争議支部の労働者の命と健康を守るために、医療隊を編成して医療活動を行ふとともに、労働者の命と健康は資本家にあずけるのではなく、労働者の斗争と団結のみが守られるのだという考え方を普及していった。

争議組合中心に 医療隊活動を決定

▶ 南大阪労働者診療所

南大阪

この地域ぐるみの日常活動の一^つとして、争議支部の労働者の命と健康を守るために、医療隊を編成して医療活動を行ふとともに、労働者の命と健康は資本家にあずけるのではなく、労働者の斗争と団結のみが守られるのだ^{とい}う考え方を普及していった。ヤ一回は全金矢賀製作支部、初めこの二二〇みなので、雪をつかむようないし、それを又可能であるとの確信がある。

我々は幅の広い、彈圧敵の攻撃が厳しいほど、攻撃をうち返す運動を作つていかねばならぬいし、それを又可能であるとの確信がある。

都島

支援共斗会議が

対大阪市交渉を再開

◆大阪一般合同・都島支の会支部◆

云る5月25日、都島

斗争支援共斗会議は昨

年未以来約半年ぶりに

対大阪市交渉を再開し

た。これを以前から問

題になつてゐる恵業病

対策を行政側が放置し

ていること、及び反の

会理事長比嘉周子が毎

西主婦新聞等を通じて

組合があるので圓の

閉鎖も考へてゐる」と

公然と表明したり、組

合扶持の父兄の子供を

入園させぬよう市に圧

力をかけたり、また実

際に52年度は組合のあ

るや2乳児保育センタ

ーにはせ口才児を一人

も入園させなかつたこ

との問題を重要視

して支援共斗会議がど
り組んだものである。

市側は民生局、労働

市が、市の行政責任を

一貫して認めず、論議

は平行線を辿つたが、

組合側の鋭い追及の中

で(1)閉鎖問題について

は、届けが出されば組合

側にも連絡し、協議可

る機会をもつこと。(2)

次回交渉では恵業病対

策をはじめ、大阪市に

しこごきる問題につき

具体的に話し合えるよ

う努力することを約束

する交渉を終えた。

さし3時間余にわた

田淵さんは新千里病

院で給食の仕事をして

いたが、妊娠したため

のである。

北大阪

◆大阪一般合同 日本田食支部◆

母性保護の行政指導からくる

労基法65条違反を労基が認定

云る5月19日、阿部

に要來した。しかし会

社は彼女が組合員であ

る日本国食に対し、

組合へ大阪一般合同日

本日食支部へが申告し

ていた労基法55条3項

違反を認定し「当场で

ある田淵さんの請求

に基づき、新千里病院で

の軽作業につかせるよ

う勧告した。

3項に基づく母性保護

のための行政指導を行

うよう要求していたも

のである。

去る5月24日、ナ

ボツた結果

遂に死に

エム工業で、昨年7月
に脳卒中で倒れ死こし

た政和田春義氏の遺族

は阿部野労基署に対し
て労災補償

の請求を行

つた。

故和田氏

は九卅の炭

鉱が癡山に

なった後、

昭和46年大

阪のメツキ

工場である

オーネム工

業に入社

以来同工場

で働き続け

てきだが、

苦しみようになつた。

にもかかわらず会社が

一貫して健康管理をり
前進が期待され

ニュース

会社のウソ報告書を 許さないぞ！

脳卒中死で労災申請

▶全金オーエム工業支部

至つたものである。会
社は遺族と組合へ全国
金属に對して、「労
基署に通勤災害の申請
をしたが、

却下された

と全くのデ

タラメの報

告をしてい

たこじがこ

うかになり

署交渉で明

らかになり

の日の監督

署交渉で明

らかになり

の監督

署交渉で明

らかになり

の監督

署交渉で明

西大阪

孫請の被災労働者が
住友独立に更に一矢を！

住金を相手に提訴

住電にあいて心筋

硬塞死亡労働者の労

災認定をからこつた

二とは前号で報告し

た。住友独立の労務

管理そのものが災害

源であることを認め

させたものである。

更に4月28日、今

度は住友金属を相手

Aさんは裁判に立

ち上つた。

Aさんは住金大阪

工場構内で鋼材の積

みあろし作業をする

孫請労働者であつた。

北大阪

「長期争議と自活体制」 テーマに交流会

二・中津地域共斗…

去る5月17日夜、全金岩井計算センター支部組合事務所に於て中津地域共斗の定例交流会が行われた。今回のテーマは「長期争議と自活体制」であり、争議組合を中心約30名が参加し互いの報告に目を傾けあつた。

中津地域共斗の中心組織である全金岩井が今年に入り組合つぶし一億金還配攻撃を受けていることを反映して、交流会はここ三ヶ月続けて争議支部の交流会となつていいが、前二回がいかば斗争の表側であるとすれば、斗争

内 宅 会 集

防ぐ者の 健闘と労災問題

日時 6月5日 午後2時～
(但オ一回目)

主催 京滋労恵村
被災者部会
場所 全金岡製作所支部
(075)821-1016

- 講演 曲田 正義
- その他
- 労災・職業病と何々

会場料 200円

稿

力ネミ油症の現状(下)

堀内 隆治(下関市立大助教授)

うんでも今後大きな争点となろう。
また患者は「未認定」患者発
掘のための隨時無料の調査を要
求している。

II. 慰謝料

民事裁判での一括請求(死者

いすれにしろ、坪井医師の行動はこの「認定制度」に立ち向つたものであり、新しい一つの斗いである。

患者の要求

今日、油症患者は、糸野さん一家(カネミ倉庫前で3年8ヶ月座り込み)をされ、昨日18日座り込みを解かれた。新認定患者の会へ北九州の患者グループ等を除き、ほとんどの各県別、或いは県内各地域各患者団体十長崎・福岡県評議会により結成され、各支援の会に参加している。

この「全国連絡会議」では本年2月に予定されている厚生省交渉を前に要求書づくりが進められている。ここではその要求書の柱がどんなものである、どう

かに報告をしぶり、その他全国連絡会議にまつわる事々は一切省略する。

I. カネミ油症被害者

厚生省はあくまで「被害者」を「認定」患者に限定しようとすると、この「未認定」に対するに対し、患者は「未認定

この補償の理由は「健康なら当然得ることのできた所得を生涯に渡り補償せることだ、との主張があり、要求の水準については異論がある。

III. 生活補償金

国(の責任で「油症手帳」のよ

うな特別手帳を発行し、全ての医師及び医療機関で全ての治療(和漢洋等)を受けられるよう

要常の訴えを重視しており、この点は「認定機関」の設置とな

高価にすべきへ難病だなら」と
の主張がなされている。

その他医療については項目だけ挙げると、「健康管理経費」、「栄養補給費」、「針・灸・マッサージ費用」、「温泉療養費」、「補助具・治療器具の購入

貴」「電話設置」「介護費」「付添費」「特別手当」「介護加算」、「入退院時の諸費用」略、

V. 治療研究機関

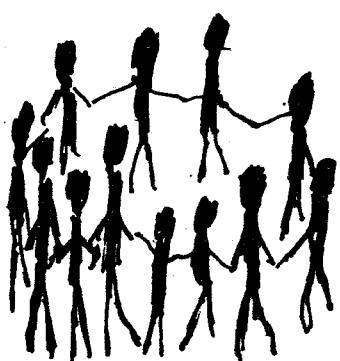
斗いの二れから!! 国厚生省を被告の座

以上の一要求は一たん患者の生活・医療全域に渡っている。

今日「連絡会議」で要求の具体化が急がれているのは、その背景である。

昨年10月22日、厚生省は「連絡会議」との交渉の中で「医療保障・生計援助・一時金」を「認定を受けた被害者全員」に対して提示する、と答えたからである。これは国・厚生省がカネ三問題に対して「解決」へ裁判との関連は即ち和解「などうかは不明だが」を公式に打ち出したことで患者側にも評価され

きついた、ということであろう。「救済」が急がれるのは当然である。しかし斗いは今や、と始まつたとも言える。国「厚生省」を易々唯々と「公正の第三者」解決者として許し去るか、それとも今初めて「被告」の座にひきすえられるか、運動の質が問われるであろう。事細々な「計算」よりも、この「主体性」が今こそ向かっていると思われならない。



國の中から

住友電工 労災認定斗争 の背景

住電一労働者

(一)死因について、直接ショック性のものではなく、永年劣悪な労働条件を強いられた。肉体的精神性的疲労とストレスの蓄積と業務により除々に悪化させられ、た結果を会社の健康管理がズサンであったため死期を早めたことを認めた。

労災認定の意義について

労基文書で吹出た
住電労働者の怒り

(二)大企業が一旦私病と断定して、住友電工の労働者、政高松登氏の労災(業務上)の認定が決まりました。

この間、半年以上の調査・交渉によって住友資本と労基のつるんだ、政高松氏に対する私病扱いをくつがえさせることができました。

関西安全センター、阪大京大労災臓業病研究会、全港湾、全金被災者同盟 地域の労働者に支えられて、住友電工の心ある有志が勝ち取つたものです。

(三)当該労働組合が会社の私病扱いを認め、放置したものと私場の仲間が呼びかけ、地域をはじめ多くの労働者と共に斗つて認定に追いこんだ。

この三点が持筆されてよいと思ひます。そこで、高松氏を死に追いや込んだ背景について、住友電工の労務管理の一端を報告しつつ、労災認定斗争を少しでも理解していただきたいと考えます。

ること 実き出す相手が恩恵で話に乗つこことなり場合 労基交渉への出席の要請 ど札をとつこも、会社の不当差別への不安 司あいつらへ斗う仲間」とつきあうと昇格 奨与が減らざれる。恥辱給が上うんぬといふおじしがかうんとくる。それでも印よつしや一ちよ飛びこんでやれ山々何とかせねば山々どうつちみらひやめしやないか山々とそれぞれ支援の輪を広げてくほました。

労基交渉に参加すると人が変わつたように、おとなしい住電の労働者が大声で、強く住電の実態を訴える。これが本当の労働者であつう、仲間がいる、連帯感の中で恥場での不満が爆発しました。

つこも、会社の不当差別への不安 司あいつらへ斗う仲間」とつきあうと昇格 奨与が減らざれる。恥辱給が上うんぬといふおじしがかうんとくる。それでも印よつしや一ちよ飛びこんでやれ山々何とかせねば山々どうつちみらひやめしやないか山々とそ

れぞれ支援の輪を広げてくほました。新入社員の思想、行動調査そのものであります。

「もの」「ある」「組合」養成

又 地方出身の若者を多く採用していける関係上、寮生が多くその管理に重点が置かれています。土旺日旺の休日は寮会社・組合・恥場のいづれかの行事でギッシリつまつていて、寮生が目を外に向けないよう二十四時間の管理が行かれます。

寮の自治についても、自治会議、役員人事について会社人事課員が直接介入して、労基法に違反した行為をしていました。新入社員にド肝を抜く教育をして、愛社精神をうえつけ、労働者の分断と印の云はぬ占組合員を養成してきました。

マンツーマン式 新人の恥場教育

住友電工では新入社員を指導するマンツーマン方式の恥場教育があります。かつては指導員

「今回、故高松氏の労災斗争で「本当は組合がやうなあかんことをよう取つてくほた」と言ひ、「これで一応安心して死ぬる」と冗談がとび出す一コマもありました。

ともあれ、この斗争と共に斗つた、とりわけ住電の仲間が、ど札だけ理解したか、それど札の理解の差を縮める活動が次への斗いのエネルギーとなり、安心して効ける恥場をかうとする力となると考えます。

最後になりましたが、故高松氏の労災斗争にあたり、御支援御指導を下さったみな様方に厚くお礼申しあげる次第であります。

「ござ「忘却」して死ねる」と冗談も…

《はじめに》

当社での怪我をみますと、勤続2年未満の新入者に多く発生しています。当然のこととして、新入者は仕事には自信がなく、まだなじみの少ない職場生活なので、不安定な気持でいます。その不安定な気持が怪我をひきおこしているのです。

のために安全作業標準に従つた正しい作業を教えてくれる人、仕事に対する自信を与えてくれる人、会社生活のルールをはじめ親身になつて公私両面の相談につってくれる人が必要です。

それが安全指導員であるあなたです。
一日も早く立派な住友人になるよう育ててやつて下さい。

安全指導員手帳

住友電気工業株式会社
大阪製作所

(2) 安全の指導

① 詳しく安全の説明をする	安全作業標準(初期) 安全準則 正しい服装 保護具の使い方 立入禁止場所 災害の事例と対策 災害時の処置と連絡方法
---------------	---

② 不安全行為がないかのチェックをする	不安全行為に対しては厳しく注意する
---------------------	-------------------

- 3 -

2. 指導の内容

2-1 仕事並びに安全に対する指導

何も知らない新入者に書いて聞かせ、やつて見せ、やらせてみて、一つ一つを身体で覚えさせるつもりで教える。

(1) 仕事の指導

① 詳しく仕事の説明をする	安全作業標準(初期) 作業標準 仕事の意義を充分説明する 工場の概況 機械装置類の名称操作方法 ZD・QC運動 工具材料の名称 技術考案制度
---------------	---

② 作業方法をチェックする	教えた通り作業しているかどうかを確かめる。 作業上のミスをなくす指示命令通り行動するか。 積極的に作業をしているか。
---------------	--

- 2 -

1. 指導の要点

- (1) 仕事並びに安全に対する指導
- (2) 職場規律面における指導
- (3) 生活指導

- 新入者の性格により、また時期によつて指導上の重点の置き方は異つてくる。相手を見て、また時期を見て重点的に指導を行なうようとする。
- 問題点が発見されたときは速やかに職制を通じて連絡を取り早急に問題を解決するようとする。

- 1 -

① 諸規則・諸手続の説明	勤務 …… 休憩、残業、夜勤、休出 会社休日
	② 休暇のとり方 離席の手続（診療所など） 給料の受け取り方 喫食時間、喫食方法
② 勤情面	③ 無届欠勤をしないよう注意する。
	④ 休日の前後に休まないよう注意する。

- 5 -

2-2 職場規律面における指導

安全指導員の態度、行動が新入者の手本である。自分が教えた通り実行しているかどうか、実行していない面があれば最初の段階で厳しく注意してやることが新入者に対する愛情である。

- 4 -

② 廉省の奨励	社内積立金制度 借金、月賦の有無に注意する。
③ 余暇利用の指導	趣味を知る。 読書傾向を知る。 交友関係を知る。 政治、宗教などの団体への加入の有無を知る。 酒、女、バクチにおぼれぬよう特に注意する。
④ 健康管理面での指導	残業、夜勤時の疲労の度合に注意する。 病気であればすぐ診療所に行かせる。
⑤ 苦情処理	仕事のこと、対人関係、将来のこと、家族のことなどについての不平不満、悩みを早く知り相談にのつてやる。

2-3 生活指導

安定した会社生活が過ごせるよう指導する

① 日常一般的な指導	出身地、学歴、職歴、家族状況などはできるだけ早く知る。
	関係者への紹介
	関係場所への案内
② 日常の接觸激励（本人の家族とも連絡をとる）	食堂、更衣室、浴場、洗面場、タイムカード室などを案内する。
	先輩、上司への態度、挨拶、言葉使い。 服装、頭髪、記名章など。
③ 日常の接觸激励（本人の家族とも連絡をとる）	ときにはほめて激励してやる。 一緒にラジオ体操をする。 一緒に食事する。 休憩時間は一緒に過ごす、一緒に風呂にはいる。

- 6 -

- 7 -

改正労災保険法

と々 はせ

改悪労災保険法が形式的な施行日へ4月1日を迎えてから既に2か月が経過した。一部では斗争が既に一段落したのようない。しかし被災労働者が改悪法の前にさらさらるのは実際

にはこれからである。斗争が一ぱん激しかった大阪では、未だに年金切替のための症状調査等之行われていない。15日には大阪で今後の反対斗争への対策会議が行われ監督署交渉が決められた。本当に斗いはこれからだ。

京都 公務員の被災者も首切り! 京都市役所で傷病年金切替始まる

片桐では兵庫で傷病年金切替作業が既に始められた事は前号で報告したが、公務災害でも同作業が京都市役所ではじめられ

た。被災者首切りをねらつた傷病年金新設は労災保険法ばかりではなく地方公務員災害補償法でも

行めり、二の4月に施行された。特に地方公務員の場合、従来は労基法第19条へ被災者の解雇制限・公務員にも適用される(に)に守られて被災者は治り切るまで解雇され心配はなかつた。民間の場合は、34年以前は1200日分の打功補償を受け取った時点、35年以降は長期給付に切替えた時点で解雇制限にはずれたが、公務災害には「打功」「も「長期」もなく、それ故に解雇制限にはずれなかった」と

ころが、今回の改悪で傷病年金が新設されると同時に「3年経過した時点で労基法第19条は適用されなくなる」(地公災法第28条の3)という条項がつけられ解雇が可能となつた。労災法を改悪というなら、地公災法は大改悪である。

昨年12月に認定をなした丁君にも、傷病年金切替の調査票を提出せよと言つて来た。丁君は既に療養開始以来3年を経過しており、ここで傷病年金に切替えられるとその時点での解雇

制限ははずれ、最初の危険にさらされる事になる。

そこで、去る5月6日、地公災基金京都支部に出かけ交渉を行つた。この交渉で、「最初につながる大きな問題であるから対象被災者を集めて説明会をせよ」と要求したところ、「公務員は労基法第19条の適用をうけない。また解雇する時は当局であつて基金支部は関係ない」と述べた。追及する側も公務員へ逃げた。追及する側も公務員への労基法適用について自信がないため逃亡を許してしまった。

だが、その後弁護士に向いあわせる等学習をして、確信をもつて次の交渉を準備していける。また、公務災害の場合、これはどの大改悪にもかかわらず全く反対運動ができていはず。京都府役所も同様である。そこで広く大衆に呼びかけると共に組合にも要請する準備もあわせてすみでいる。

醒醐のSさん他多くの人々よりと要求したところ、「傷病補償年金」への切り換えたため医療機関に証明をもらいに行つても医者らが書いてくれない、との問い合わせにきました。

京都

傷病年金問題で 京滋じん肺患者同盟

3人には、休業補償給付が支給される」となっている。

したがって、休業補償年金への切り換えは、先に述べた廢疾等級等に該当しなければならない。この点で、特にむち打ち症患者の廢疾基準に向題があり、診断がストップしたものである。

じん肺については、診断を再開するよう準備を進めている。また、基準局は新法の説明パンフを発行し、患者の皆さんに理解をしてもらうようにするとのことであつた。(「京滋じん肺患者同盟機関紙より転載」)



年金切替を前に 対策会議

名監督署交渉の開始を申合山手

情、労働者の意識に必ずしも合致したものとはいい難く、戦術的に先走ってしまったことから、斗争の成果が今一步労働者大衆のものとしえていいな

大阪

16日、これまで労災保険法改悪阻止斗争を進めてきた。

去る5月

挙げた。そして、今後より大衆の力で斗争が発展するよう各地域ごとに労基署斗争を

とり組み、被災者一人一人の権利を守っていく斗争を地道に続けていくことが確認された。

北大阪

天満労基署へ交渉申入

二 傷病年金問題で

去る5月11日 安全センター

二二

中間総括と今後の斗争について、今までの斗争に付いて議論が行われた。それによると、今までの斗争は天満労基署に対し、傷病補償年金切替を前にして監督署として以下の二とを行うよう申し入れた。

① 傷病補償年金への移行が被災者本人の意思を無視して一方的に行われるがならないかのうに、移行するらしいかの決定及び施行の場合にあつてはその雇用等級決定に際して、被災労働者自身及び本や団体の実績なども考慮して、各職場

二 ② 療養開始後1年半経過した被災労働者に対し、傷病補償年金移行の材料として「症状照会」が行わると聞いていたが、それが被災者に送付される時期をめどとして、金村象者に対する公開の説明会へ新年金に関する一を行なうこと。

③ 以上二つの事項につき話し合うため、早急に大衆的な交渉の場を設定すること。

◎ 表紙写真は大阪亞鉛洗浄職場

以上

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

37号

昭和52年5月31日発行

(毎月一回30日発行 但し2月は28日)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4